

政治倫理審査会記録

令和5年9月25日

【開催日】 令和5年9月25日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時52分～午後0時6分

【出席委員】

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 会長 | 松尾数則 | 副会長 | 岡山明 |
| 委員 | 白井健一郎 | 委員 | 恒松恵子 |
| 委員 | 中島好人 | 委員 | 古豊和恵 |
| 委員 | 前田浩司 | 委員 | 森山喜久 |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【参考人】

なし

【事務局出席者】

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 局長 | 河口修司 | 局次長 | 中村潤之介 |
|----|------|-----|-------|

【審査内容】

- 1 調査請求者への事情聴取を終えての今後の審査会の進め方について
- 2 その他

午前10時52分 開会

松尾数則会長 おはようございます。それでは第5回の山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会します。時間も多少過ぎてしまいましたが、申し訳ありません。本日の次第は、タブレットに記載してありますので、よろしく申し上げます。次第の1で、調査請求者への事情聴取を終えての今後の審査会の進め方について、審査していきたいと思っております。

これは樋口さんにここに出てきていただきまして、いろいろ審査も行いました。今後の審査会をどのように進めればいいのかといった内容につけ加えまして、実は樋口さんから、政治倫理審査会における早急な決定についての要請文が議長宛てに出ました。それも同時に添付してあると思います。内容としましては、山田議員は本庁舎の立入制限をする区域、いわゆる赤線、黄色線に無断で立ち入ったことはないと言ったとありましたけれど、無許可で入ったことがある旨の証言を私は職員から聞き取りましたので、執行部に対して、議会からその事実確認のための調査依頼を行っていただきたいといった内容の申入れであります。その辺も含めて、今回の今後の審査会についての内容を打ち合せていきたいなと思っております。進め方について、どなたか御意見はありますか。

中島好人委員 今言われた、議長宛てに来たこれを政倫審の中で審議するわけですか。今言われたんですけど、これはおかしいんじゃないですか。ここで審査するのはおかしいんじゃないですか。

松尾数則会長 これはだから基本的要望としては、当然この審査会の中で……（「いや、おかしいんじゃないですか。この政倫審で、この文章の中身をどうするかっていう話を審議するのはおかしいんじゃないの」と呼ぶ者あり）山田議員に対して……（「これは議長宛てに来たわけでしょ。ここの審査会宛てに来たわけじゃないでしょ」と呼ぶ者あり）だから、今回の審査について、この山田議員のそういった行動、つまり、虚偽答弁に当たるんじゃないかといった内容の話ですから。（「内容は、執行」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

中島好人委員 執行部に調査してほしいという内容でしょ。それをここで駄目だとかいいとか、ここで審議するわけですか。

松尾数則会長 これは審議じゃなくて、恐らく議長のほうに要望ということになるだろうと思います。審議してほしいというのは、だから、私ところ

の審査会では無理ですから、議長から市長なりに要望を出すということになるだろうと思います。ただ、その前に、やはり、私どもが執行部からそういう内容もあったのかどうかを確認したいなと思って、ここに挙げたわけです。

中島好人委員 この内容は議長宛てに来たので、目を通してくださいぐらいのところで収めておくんじゃないですか。

松尾数則会長 もう1回すみません。

中島好人委員 いやいや、これは議長宛てに来たから、これをどうのこうのってここで審議するんじゃないかと、こういうのが来ていますというぐらいのことじゃないのかと。

松尾数則会長 こういうのが来ていますのでという内容で、できれば、この審査会の中で、そういった担当部署も呼んで、内容をある程度確認しておきたいなと思って、中に入れておきました。そういった内容をここで、例えば、執行部の誰かを呼んで……

森山喜久委員 今、言われた分の早急な決定についての要請については、この前、陳情者から出た30項目、その中の18番のところに該当していることで立入禁止区域内への許可なき立入り、それを先ほど申し上げたように認めていないので、執行部に対して議会より調査依頼を行っていたべくよう要請して、事実確認をお願いいたしますという発言があったと思います。それに対して、そういう調査に時間がかかるから、早めに決定してやってくださいという内容の趣旨だと思いますので、そこはそこで私たちのほうも一応確認をしておくべきと思っています。今後の進め方ということをお話されました。今104人の請求を出された中で、請求者から主旨、内容を説明いただきました。であれば、次は、非審査議員に対して事情聴取する必要があると思います。まずはそちらをして

いく中で、お互いの言い分がどうなのかを確認していかないといけない点が1点です。ただ、この前出てきた30項目の中にも、新聞、つまり明るいまちとかで謝罪も訂正もされていないという発言があったと思います。そういった部分を確認するためにも、明るいまちの資料があるか、訂正があるのかないのかといった事実確認をするための資料請求が1点必要だと思います。もう1点として、執行部に対して議会より調査依頼を行っていただきたいという立入禁止区域内の許可なき立入りの点をまた執行部に対して求めるかどうか。要請者は、あくまで要請して事実確認をお願いしたいので、多分、双方の言い分が平行線になる可能性も高いので、なおさら第三者的な部分で事実としてあったのかなかったのかを確認する必要があると思います。差し当たりその3点を早急に決定していく必要があるのかなど。それらを踏まえて、また関係者に対する意見聴取や事情聴取が必要になるかだと思います。以上です。

松尾数則会長 今、森山委員の意見ですけれど、この意見に対して何かありますか。

中島好人委員 意見に対して自由討議ということじゃないと思うんですね。進め方についての話もあった。調査請求は、あくまでも請求書に基づいて審査すると。ですから、出された項目については、7項目です。その追加ではありません。僕らは、請求者が出した7項目について審査をするというのが役割じゃないかと思います。あくまでも参考人等についてはこの7項目の補強にすぎないわけですから、その辺では、新たにこの項目を増やすのは、よくない。7項目によって審査するべきだと思います。

松尾数則会長 今、中島委員の意見でした。基本的には、例えばこれで、要請書によって、私どもの審査会で実際に審査をする、誰か呼んで審査するとか、そういった内容も決めようと思って、議案というか内容として提出したものですから、もう呼ぶ必要がないよということになれば、それ

はもちろん呼ばなくてもいいと思います。その辺のところも話していきたいなと思っています。ただ、これはあくまでも、今回の審査を補充する内容であると今思っています。

岡山明副会長 中島委員と委員長の話に整合性がないと思ったんですけど、今回、樋口さんから調査請求書が出ていまして、条例違反の件ということで7件出されています。それに対して、9月の1日に樋口さんに意見聴取して、30項目ほど出してもらったんです。その辺の意見聴取を受けて30項目出された分と、今回の違反条例の7項目、7項目あるいは30項目あるという状況になると、私自身も頭で混乱しているんですけど、出されたのは、やはり、条例違反の件という状況は、7項目がやっぱり基本だと私は思っています。そういう補助的な話の中、延長線上の中で30項目が出てくるという解釈でいいですか。

森山喜久委員 そのこのところは、あくまで書かれた部分は7項目と。ただ、例えば2のところにある「明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシー侵害、事実確認のない記事記載」で、前回で言えば2から17の全部で16項目を細目として挙げられたと。5の議会運営委員会での虚偽答弁ということで、20から25までの項目を挙げられて、細目で挙げられた。だから全部で言えば7項目です。7項目の中でそれを細かい状況で記したのが30項目に、わたっていると認識しています。

恒松恵子委員 私もこの間の大きい7項目から30件の詳細な質問があったと認識しております。その中で、例えば7項目の中でも、7番で職員が業務時間中に、公正な職務執行を行っている最中に声をかけ、その職務を妨げたとか、やはり執行部でないと分からないこともあろうと思いますし、議会運営委員会での虚偽答弁等は、審査対象者をお呼びしないと分からないこともあると思います。また、明るいまちの記事の訂正も、まだはっきり分からないので、森山委員同様に、相手が出席なさるかどうかわかりませんが、いろいろお願いしないと分からないこともあ

るのでないかなと。基本は最初の7項目であるとは認識しております。

白井健一郎委員 私も基本は7項目だと思います。ただ、具体的な事実、誹謗中傷、プライバシー侵害等は、具体的な事実がないと分かりません。そこで参考にする意味で、その30項目というのを使うと。だから、30項目を1から10まで調べるんじゃなくて、あくまで7項目を中心に調べると。その中で、より具体的な事実に入るときは、30も参考にするということでもいいと思います。

前田浩司委員 調査請求者から30項目ほど、具体的に出ているので、やっぱりこれを個別に一つずつ当たっていくのが一番適正というか、的確に処理が進んでいくのではないかなと思います。私は、森山委員をはじめ、恒松委員が言われた意見のように進めていただければと感じております。以上です。

松尾数則会長 基本的30項目ということですか。

森山喜久委員 結局、皆が言うのは結局共通項と思うんですよ。結局7項目がお題目でありますよと。でもその一つ一つやっていくうちに、やっぱり具体的な事例として挙げられた項目をどうしても見ていかなきゃいけない、確認していかなきゃいけないとなるので、大きな7項目のうちの、そして細目の30項目を一つ一つやっていく積み重ねが7項目になると認識しています。

白井健一郎委員 具体的にはまだ分かりませんが、1から30項目全てをチェックするのではなくて、7項目を調べるときに、30項目を参考にするという程度で使われるべきだと思っています。

松尾数則会長 もちろん、かなりオーバーラップしているところもあるという気はしますが、いろいろな意見を、やっぱり7項目を優先的に審査

していきたいなと思っております。今後の審査は、そういう流れでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それを踏まえて今回の要請文の対応についてですが、これは政治倫理審査会における早急な決定についてという要請文でありますので、まるっきりこの審査会としては、無視できる状況ではないと考えています。

恒松恵子委員 今ほど委員長からも無視できないということ、中島委員から議長宛てにきた書類でないかというお話もありましたので、事務局にお尋ねします。この資料については政治倫理審査会で進めていいものか、議長が主導で進められるべきなのか。

中村議会事務局次長 これは別の審査会でも言いましたが、審査会の委員の中だけで審査を進められない、内容を深められない場合に、制度として、一般的には委員会で言う参考人招致の制度、政治倫理審査会で言う関係者への事情徴収というものがありますので、審査会で、出てきている文書云々かんぬんかわらず、審査を進める上で必要であれば、関係者に事情聴取すればいいでしょうし、そうじゃなければ、資料等、委員の議論の中で会を進めていく。以外はないと思います。以上です。

岡山明副会長 新聞の件で伊場議員がら一般質問されましたが、その延長線上で、各職員にアンケート調査をされて、その結果、延長線上でこの話が出てきたと見受けられるんですよ。それをもう1回執行部を呼んで、実際どうなんだということになると、今まで、こういう新聞に対してのそういう批判じゃないけど、そういう問題があるかどうかというアンケート調査をやっているんだから、その職員に対してそのアンケート調査の状況を事細かく調査するのは、ちょっといかがなものかと。せっかく職員から、そういうアンケート調査して、意見を出してもらっている中で、今回政倫審でやるから、いや、実際にどうなんだとなると、やはりこの職員に対しての追及のような形になるおそれがないかという不安をすごく感じておるんですよ。そういう意味で、議員としてやはり職員もしっ

かりと守るべきと思っていますから、そこまで調査する必要はないと。やはり、議事録の範囲内で片づけるという考え方もあるんじゃないかと思っています。

森山喜久委員 職員アンケートの分は、あくまで新聞の勧誘購読の関係でアンケートされたと認識しています。それとは別に、立入禁止内になっているカウンター内に入ったかどうかが焦点で、山田議員自身は「守っている。許可なく立ち入ったことはない」との発言をした後に、再確認で質問された後に、「立ち入るときは、大体において許可を得ている」との表現でした。指摘されているのは、ごまかしのよう表現はいかがなものかと言われているわけです。その中で、請求者からは、結局、職員から、過去にはカウンター内に許可なく立ち入ったことがあるとの回答を得ているとの表現もある中で、さっき言われたように、個人名を出されると不利益を被るかもしれないと。それ避けるためにも、一人一人を出して話をするのではなくて、執行部全体に対して、議会として事実確認を行っていただきたいという趣旨の発言があったと理解しています。一人一人に、こう言った、ああ言ったという話をするのではなくて、執行部も、多分今からの時期であれば、例えば人事ヒアリングがると思いますので、そういった中、もしくはそういったアンケートがいいのか、どういう手法ができるのかは、執行部に委ねるしかないかもしれませんが、あくまで執行部に対して、カウンター内に入った事実があるかどうかの聞き取り、ないしは確認ができるかどうかという投げかけも含めて、していくべきではないかと。でなければ、この分は、先ほど言いましたけど双方とも、1人は「入っていない」、1人は「入った」というように平行線になるので、そういった状況であれば事実確認は不可能だと思います。ですので、執行部に協力依頼をする必要があると思います。

松尾数則会長 それは、執行部を呼んでも無駄だという意味ではありませんよね。執行部を呼んでも無駄だ、結論は出ませんよということですか。

森山喜久委員 執行部内の本人たちがその場を見ているかどうかは分かりません。実際、ただ、執行部内で聞き取りをされた中で、そういった内容をこちらから、「こういう内容で実態を把握していないけど、どうだろうか」と執行部に投げて行くのか、それとも執行部を呼んで「こういう話があるけど、どうだろうか」と聞くのか。投げかけるのとその場で聞くのでは、執行部も準備が全然違うと思います。仮にその場で聞かれても、出席された方々の経験などしか分からないわけだから、そういった調査は時間がかかるでしょうといった趣旨で、調査依頼を決定して調査されたらどうかという要請だと認識しています。

白井健一郎委員 この問題は非常に難しい問題だと思います。というのも、無許可の立入りというのが、例えば、無許可であっても、その本人、対象の職員の明示の同意があった場合は、ほとんど職務の邪魔にならないわけです。これが例えば明示の同意でなくても、黙示の同意であっても、ふだんからそういう付き合いでいるならば、仕事の邪魔にはならない。あるいは、これは聞いた話によりますけれど、随分この何十年かで、その職場の雰囲気も変わってきたと。昔は職員のほうから「おいで、おいで」と言われるような感じで、赤旗の代金の支払いがあったようですが、それはまた変わってきたかもしれないということで、それは、いつ、その時代に線引きをするのかということもまた難しい問題です。それから、もう一つですが、執行部を仮に呼んで、執行部にこういうことがあったのかという事実について、あったという結論が出たとしても、それが即、罰するほどの違法性があるのかといたら、また別問題ですよ。本当に悪いことがあったかどうかというのは別問題なんですから、なかなか、そういう意味で難しい問題だと思っています。

森山喜久委員 こっちも、罰したいというような発想じゃないので、そこはちょっと間違えてもらいたくないです。あくまで、どうなのかという事実確認です。客観的に、当事者同士でどうであったかを確認する必要があるのかなど。そうでないと、ここで書類審査をやろうとしても、私たち

も推測でしか話にならないじゃないですか。そういうわけにもいかないんで、その事実があったかどうかを確認するためにも、執行部に協力してもらいたいと思っています。

白井健一郎委員 罰したいと我々は望むのではなくて、政治倫理条例に違反しているとなった場合は、議長の注意か謝罪文の朗読をすることになっているわけですから、それを課すだけの違法性があったのかどうかというのは、最終的に絶対、判断せざるを得ないし、仮にそれほど重くないものであったとするならば、単純な立入りの事実があったとしても、事実認定のときに立入りはなかったと判断することもあり得るわけですよ。

中島好人委員 今の審査は、進め方ですよ。中身に入るならあれだけでも、進め方の中に、執行部を呼ぶか呼ばないかという今、進め方の中身なんです。執行部を呼ぶ必要はないと思いますよ。

松尾数則会長 中島委員、呼ぶ必要がない理由は何ですか。

中島好人委員 何のためですか。何のために執行部を呼ぶんですか。

松尾数則会長 そういう事実があるかないかということです。（「事実があるかないかの確認だけのために執行部を呼ぶわけですか。あったとしても、なかったとしても、こんなものはどうでもいい話です。入った、入らん、これを事実確認するんですか。こんなね、議員がね、カウンターに入った、けしからんって、こんな話、執行部を呼んで事実確認するんですか。入ったとしても入らんだったとしても、そんなのに何の意味があるんですか。議員が入った、議員同士がこんなことやっていいのか。呼ぶのに、会長が賛成と言うんか」と呼ぶ者あり）賛成とかそういうものじゃないです。だから、そういう話合いをしようという話です。（「ちゃんと当てて、自由にしゃべらんようにしてください」と呼ぶ者あり）

中島好人委員　だから、私は今言ったように、進め方においては、ここに執行部を呼ぶ必要はないと思います。

森山喜久委員　最初に言いましたけど、あくまで被審査議員を呼んで、事情聴取をして、確認するべきだと思います。それが第一義的です。最初に、被審査議員に対して、審査請求された内容に対してどうなのかと事情聴取して、そこでそごがあったときに、事実確認が出てくるじゃないですか。お互いが共通項で認めれば別ですけど、あくまで最初に本人を呼ぶべきではないかと思います。先ほど言ったのは、そういった事実確認などを含めて、資料請求や確認までに時間がかかるから、そういったところを同時並行で行ったほうがいいんじゃないかというだけです。とにかく、最初に進め方をどうするかというのは、最初に山田議員を呼んで話を聞くべきです。

恒松恵子委員　私も条例違反の件の7項目を調査するに際しまして、やはり請求者からのお話は先日聞きましたので、審査対象者にもいろいろ言いたいこともたくさんあると思われるので、その辺りの事実を判断するためにも、まずは進め方としては、審査対象者から具体的に聞きくべきだと思います。

松尾数則会長　それは、執行部を呼んだほうが良いということですか。

恒松恵子委員　その中で虚偽答弁があったとかいう請求者からの話があるので。もちろん職員個人を守るのは当然ですから、入ったか入ってないかというのは、職場内で聞けば、執行部から回答いただけたらと思います。まずは、審査対象者が一方的に言われているわけですし、いろいろその理由も、それぞれの思い入れとか事情がおありでしょうから、どちらの話も聞いてから、客観的な判断をする必要があると思っています。

白井健一郎委員　今の委員の発言は全くのまやかしだと思っています。当事者

が言いたいことがあるだろうから、呼んで言い分を聞こうなんて、呼ばれるだけで不利益なのは分かり切っていますよ、そんなことは。まずそこをはっきりさせていただきたい。だから呼ぶ必要があるときは、必要があるときはやむを得なく呼ぶんですよ。本人が言いたいことがあるから呼んで、弁明させるというのは、全然違うと思います。

松尾数則会長 本人じゃなくて参考人ですよ。

白井健一郎委員 そうですね。はい。

前田浩司委員 矛先が少しずれているような気がしています。まず、今日、一番初っ端に委員長がおっしゃられたのは、執行部の協力が必要な部分、前回、9月1日の18番目に言われた山田議員の立入禁止区域への立入についてどうするんですかという話から、矛先がずれているような気がします。調査請求者の方から、この調査にはついてはやはり多少の時間がかかるので、できれば執行部の協力が必要だと。ただし、その執行部の協力が必要についても、ここに来られるか来られないかは抜きとして、まず執行部からの協力が議会として当然必要なもので、まずこれをどうされるんですかを決めていただきたいと思いますよ。その後に、次の議題に進んでいくという話だと思うので、もう一遍、委員長、軌道修正をしていただければと思います。

松尾数則会長 すみません、30分まで休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時31分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。樋口晋也さんから出された政治倫理審査会における早急の決定についての要請文について、い

ろいろ話をしてまいりました。そういった話の中で、基本的には、今後の審査については、この内容について、執行部を呼ぶことが必要ではないかとの意見もあったんですが、まず、執行部を呼んで、関係者として聞くということについて賛否を問いたいと思っています。内容について、それぞれもう結論を出していきたい。

中島好人委員 この内容については、この七つを審査してくれという中に、許可なく立入禁止区内に立入りしたと3番にある。執行部を呼ぶか呼ばないかを審議するわけですか。それで決を採るわけですか。決を採って呼ぶわけですか。こんな権限がここにあるんですか。本当にそれ、議長とそういう打合せしているんですか。これは議長宛てに来ておるわけですよ。議長がここで審査して、この内容について執行部を呼ぶか呼ばないか諮ってくれとなっているんじゃないんですか。

松尾数則会長 これが政治倫理審査会における早急な決定についてという内容の文書でしたから、ここに諮って出して、この取扱いについてどうしようかという意見ですから、今。

中島好人委員 これあくまで表題であって、中身は政倫審に諮ってくれというんじゃないでしょ。それを諮って呼ぶか呼ばないか、決を採ろうと言うんですか。

中村議会事務局次長 もう1回言います。樋口さんには失礼ですけど、この文書が出ているか出ていないかはどうでもよくて、前回の請求代表者に事情聴取したことによって、審査会が、執行部に聞かないといけない案件があると判断されれば、それをこの会で決定して、執行部に要請すればいい。当然それに基づいて執行部が出るかどうかはまた別です。強制力ないので。それがまず一つです。前回の記録を見ても、審査会として、いやこれは聞かなくても審査を進められるんだということであれば、審査会としては執行部を呼ばなくてもいいですし、審査をそのまま進めら

れていいと思います。それが、7項目が主体で、その中に小さい項目が30項目ほど、何か樋口さんがおっしゃっていたと思いますけど、そこまで行くかどうかは別にしてですね。だから、この要請文を見られると皆さんいろいろ混乱されるかもしれませんが、これは、審査会として審査が進んでないから、議長が早く議会として進めてくれというだけであって、審査会自体に、「あなたたち審査が遅いんだ」と言っているようなものです、ただ。このとおりのやれとか、やらないとかを言う権利は、樋口さんには当然あると思いますよ、ほかの方でも。ただ、別の話です。審査会で要るか要らないか。もうそれだけです。前回の記録を見られて、必要かどうか。以上です。

白井健一郎委員 少し付け加えますと、執行部を呼ぶ必要があるなら、早めに呼んでほしいという樋口氏の要望があるわけですね。ですから、この1から7まで見て、例えば1番、3番、あと7番辺り、こういうのを先に審議したほうがいいと思うんですけども、ただ、議事運営は委員長に任されているわけですから、最終的には委員長に任せたいと思います。

岡山明副委員長 話に出たんですけど、申し訳ないけど、まだ審査していませんよね。審査会でやっているけど、まだ何一つやっていないでしょ。受けたのは、樋口参考人から意見聴取を聞いただけでしょ。今回この分が、決定についての樋口参考人から要請書が出たということで、申し訳ないけど、審査会としては、まず審査を始めて、必要不可欠なら呼びましょうと。それは審査会で決める問題であって、とやかく言われる筋合いはないと。審査を先に進めて、どういう方向で参考人を呼ぶのか、他のメンバー呼ぶのか。それは、採決じゃないけど、いろいろ審査した後の回答出てくると思うんですよ。だから、その辺の順序をきちんと守った上で、参考人や執行部を呼ぶかという話で、この審査会から要請する必要があると思っていますよ。そういう意味で、まだ審査も何もしてない状況で何かをやるのは早過ぎると思いますよ。まず、審査して、執行部を呼びましょうという皆さんの賛同を得て進むべきだと思います。そ

ういう形で、まずは審査しましょうよ、皆さん。

中村議会事務局次長 恐らく、岡山副会長がおっしゃっているのは、前回、請求対象者を呼んで、記録を作成して、皆さん御覧になったと思いますが、その部分の議論が進んでいないからということじゃないかと思います。それも一理あると思います。だから、私が言っているのは、今決めるんじゃないくて、必要であればそのときに呼ぶということになればいいでしょうし、そこまでの議論をすべきだという岡山副会長の御意見だと思うので、そこもおさらいして、皆さんで議論していただければいいんじゃないかなと思います。

松尾数則会長 そうですね。取りあえず意見をまとめていきましょう。

恒松恵子委員 そうですね。審査の進め方について、本日、議論の審査会を設けたわけで、審査対象者を呼ぶべきとか執行部を呼ぶべきとか、いろいろ申し上げましたけれども、やはり、まずは審査に入って、必要に応じて、審査対象者や執行部に求めるなりかと思います。まずは審査から始められるのが先ではないかと思います。

松尾数則会長 はい、分かりました。皆さんの意見を統合して、要請文については、執行部を呼んで云々という要望がありますけど、今回はそういうのを抜きにして、まず審査を優先してやるという意見に従いたいと思います。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、今後の方針でありますけれど、今までいろいろ意見のありました7項目に付け加えて30項目ぐらいの内容が記載していますが、この7項目について、1個1個当たるのかも含めて、皆さんの意見を聞きたいと思います。1個1個当たるのも大変でしょうから、例えば、先ほど意見があったのかな、色づけをしてから、分類して審査をするとか、そういうのも含めて、どうしたらいいのか、どうしたら簡潔に進めていけるのか。その辺の意見も聞きたいなと思います。

古豊和恵委員 例えば、1番、職員の勤務時間中に勧誘、配布、集金業務を行ったことについては、やはり御本人に、その当時、どのように勧誘されたんですか、どのようにその方に配布されたんですか、どのように集金業務を行われたんですかと聞かないことには、分からないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

松尾数則会長 これについては、例えば残りの項目で、今回の樋口さんの報告書の中に、1に関する内容が何度か入っていたと思うんですが、それと関連してですか。

古豊和恵委員 そうではなくて、要するに御本人が勤務時間中にどのように中に入っていかれて、どのように話をしたのか。だから、その辺をきちんと御本人に聞かないと、こっちでどういうふうに入っちゃったのかなあ、どういうふうにしちゃったのかなという想像では話が進まないのではないかなと思います。

松尾数則会長 山田議員を呼んでという意味ですか。

古豊和恵委員 はい、山田議員に聞かないと分からないんじゃないかなと思います。

中島好人委員 これは、同じ内容を議会運営委員会でやっているんですよね。その当時はあったんですよ。聞かなくても分かります。あった。それはもう、そういう活動をしていました。当時はね。だから、そういうのは呼ぶ必要はないです。あったんです。それだけの話です。だから、職員の勤務時間中に勧誘、配布、集金業務を行ったことがあったんです。それだけの話です。けども、現在は当時と状況が変わってきたから、だから、今は許可書をもって、きちっとそういう規則にのっとって進んでいるというだけの話です。

古豊和恵委員 それはいつまで続いて、何月からそういう行為を行わなくなったというのも報告されているんですか。

中島好人委員 そうです。この4月1日付けかな。許可をもらってやっていますから、この3月31日付けで、4月から実施みたいな形だったと思いますよ。

松尾数則会長 4月1日からもうカウンター内には入っておられないという認識でよろしいですか。

中島好人委員 1番は、職員の勤務時間中に、勧誘、配布、集金業務を行ったこととありました。あったという事実を言っているわけです。本人に来てもらって、あったかどうかを確認する必要はありません。

森山喜久委員 例えば、その中で今度は7番にも関わってくるんですけど、職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったというときは、結局、職員自身は、業務期間中に公正な職務執行を行っている最中だったと。声をかけて、その職務を妨げたのも事実ということでもいいんですか。

中島好人委員 今度は7番ですか。1番から7番ですか。

森山喜久委員 職員の勤務時間中に勧誘したんでしょ。それは、職務を妨げたことも事実ですかという話です。

中島好人委員 状況にもよりますけど、例えばたばこを吸いに外に出ているなど、いろいろな状況もあるから。職場に行くというのは、職場の責任者みたいな人のところに行くわけですから、当時は妨げたという大げさな状況ではなかったと。結果的にそうなったら、そうなったとしか分かりません。だけど、事実上、勤務時間中だから、そういうのがあったと言

われたら、あつたと言うしかないでしょ。

白井健一郎委員 7番は、条例の第3条第6号違反ということで、第3条第6号は、公正な職務執行を妨げ、又は影響力を不正に行使するという条文なんですよ。これに当たるかどうかですから、職務を妨げたというのとまた少し違うんですよね、厳密に言うと。仕事の邪魔をしたというよりも、何か不正な働きかけをしたというか、職務を妨げたことによって、公正さが失われたときの条文ですから、そこら辺を整理してもらいたいなと思っています。

古豊和恵委員 今の職務を妨げたか、妨げてないかというのは、第三者から見て分からないわけですよ。本人に聞いてみないと。実際妨げられたんです、一生懸命仕事していたんですけれど、声かけられたんです、だから仕事を妨げられたんですと言われたら、やはりそこまでじゃないですか。声をかけたほうは妨げていないと思っても、声を掛けられたほうは妨げられたと思うかも分からないわけですから、やはりその辺きちっと聞いて、正確に判断しないとイケないんじゃないかなと思います。

中島好人委員 そんなことを職員に、聞くんですか。呼んで、あなたは職務を妨げられたんですかと聞くわけですか。

古豊和恵委員 もし、きちっと調べるのであれば、そこまで聞かないと。この3月31日まではどうでしたか、4月1日以降はないかもしれませんが、3月31日までのことを教えてくださいと聞くべきではないかなと思います。

中島好人委員 僕はこんなことに、わざわざ職員に来てもらおうと、この審査会が決定するわけですか。皆で諮って。それだけの発言に責任を持てますか。採決してくださいというようなもんですよ。採りますか。

恒松恵子 私も職員一人一人に妨げと感ずるかどうかは、正確な判断が難しいと思うので、一人一人までに尋ねる必要はないと思っております。

中島好人委員 僕はそういうことをいちいち職員に言わなくても、あったならあったでいいんですよ。職務を妨げたなら妨げたでいいです。（発言する者あり）いやいや、僕らのことだから。だから、今は、そういうことないということを知っているわけですから、それを確認取って、言う必要はありません。あったか、なかったか。どっちでもいいです。あったでもいいです。事実上、そう言われたら、あったって言われたらそれはそれだけの話でしょ。別に、なかったでもいいですよ。今は、仕事で手が空いているときだから、別に仕事を妨げられませんよと言ったら、それもあるかも分からん。過去何十年間、40年間、全部聞いて、あったかなかったか聞くわけですか。だから、そんなのいいんですよ。妨げたら、妨げたでいいんです。それをわざわざ聞かなくてもいいんです。

白井健一郎委員 中島委員、意味が分からなかったんですけども、職務を妨げた、この7番の事実はあるということですか。あるけれども何か反論がほかにおありですか。

中島好人委員 職員が時間中に公正な職務執行を行っている最中にとありますけれども、仕事の中に「どうですか」と話したのは事実だから。1と関連して事実だから。それを妨げられたと思ったから、そうでもないと思ったか、そんなのどっちでもいいという話を言っているんで、どっちでもいいです。どっちかという、あったと言われたほうが重いわけですよ、なかったというより。妨げられたというより重いわけでしょ。ならば、それでもいいですよ。ある意味では、そういう関係であったから、カウンターの中に入って、「議員さんどうぞ」という話はあったわけ。1があったわけだから。あったって言うことは、妨げたって言われたら妨げたということになるわけですよ。そういうわざわざ職員を呼ぶ必要はないって言っているんです。

森山喜久委員 さっきから気になるのは、僕らが聞かなきゃいけないのは、山田さんがどうかなんですよね。共産党市議団がどうかじゃないんです。議会運営委員会では、共産党市議団はどうですかということで、中島議員と山田議員にそれぞれ聞いたですけど、今回聞かないといけないのは、山田議員の対応はどうだったのかであって、そういうのを含めて言えば、ただ、同じ内容だから、どうしても答えざるを得ないかもしれないですけど、元に戻って、そういった部分を考えたら、やっぱり被審査議員の山田議員を呼んで、その分で事情聴取する必要があると。その中で、事実確認をしていかないと、少しずれるんじゃないかなと思っております。

白井健一郎委員 山田議員と中島議員は共産党市議団ということで、ずっとタッグを組んでやっていたんでしょうから、一人一人個別に聞くのは、あまり意味がないことだと思うんですね。物事をすごく矮小化して考えている。本質が何かあって、その政治活動が認められるかという話でしょ。要はその本質を外して、単に形式的に、職務を妨げたとか仕事を邪魔したとか、その話じゃないということです。もう一つ、私はさっきも言ったんですけども、議長の注意や謝罪文の朗読に適するにふさわしいぐらゐの違法性があるかという話だと思います。ですから、単に個人個人で1人邪魔された人がいたから、山田議員が7番に該当するのではなくて、何回も言いますが、要は議長の注意や謝罪文の朗読に値するだけの違法性があったかどうかをしっかりと審議していきたいと思っています。

森山喜久委員 であるならば、先ほどあったように執行部全体でどういう状況であったのか、聞かざるを得ないじゃないですか。あとは、もともと最初に議会運営委員会に出てきた陳情書と、今回こうやって陳情が出てきたことで、議会運営委員会での中島議員と山田議員の対応が少し異なっていたと。山田議員のほうが、そのときの答弁の仕方、質問の仕方、少しどうなんかということで署名が集まったという経過があるんで、こちらについても、山田議員に確認していかないといけないんじゃないか

と思っています。

中島好人委員 今のこの7番については、これは、私と同等の、どっちか分からんような話、山田だ、どっちかは中島だと言うけど、そんな話じゃないですよ。だから、本人じゃないと分からない問題はそうやけど、これ分かる問題ですよ。7番は呼ばんでも。1番も7番もあつたでいいですよ。謝罪に値するかどうかの問題だけど、それは呼ばなくてもいいです。

森山喜久委員 1番の関係とかで言えば、確かに中島委員が言ったように共通項でやってきたという話は分かるんですよ。でも、3番の立入禁止区域内への許可なき立入りは、やっぱり一人一人、個々人で行動が違うと思うんですよ。それが実際どうであったのか。5番の議会運営委員会での虚偽答弁とか、6番の議会運営委員会での法令遵守意識の欠如という話であったら、やっぱりそれぞれの言い方、答弁に対しての話になってくるので、これについて、さすがに中島議員も「おれが代わりに言ってやる」という話にはならないと思うんですよ。そこを言っているんです。

中島好人委員 僕の今の判断としては、1番と7番について、対象の山田議員を呼ぶ必要はないなど。大体、共通項だったけど。3番とか議会運営委員会の関係は、これは呼ぶ必要があるんじゃないかというようなニュアンスとか、そういうことの発言だったと思うんです。いきなり3番に飛んだような気がするわけですけども、それでいいんですか。例えば1番と7番については、議事進行の中で、呼ぶ必要はないと会長で判断されたのかどうか。

前田浩司委員 いろいろと皆さん方がおっしゃっておられて、いずれにしろ今後の進め方という話からしますと、やはり、請求の30項目に対して審査議員である山田議員を呼ぶか呼ばないか、まずここで決定すべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

中島好人委員 それはおかしい。審査の中で、今あったように、ここの立入り禁止のところで、本人を呼ばないと分からん点があるという点から、本人を呼ぶか呼ばないかはここで決めるわけで、30項目について、山田議員を呼ばないといけないという話はおかしいんじゃないですか。

森山喜久委員 30項目というのは少し広げ過ぎかもしれないけど、7項目の部分ならば、先ほど言った3、5、6の項目は該当するんじゃないかという話だったら、結局山田議員を呼ぶじゃないですか。呼ぶ必要があるんじゃないかとなったら、みんなが確認すれば、呼ぶじゃないですか。そのときは中島議員、それはあくまで3、5、6のみよと。例えば、1、7はもうあったという事実を認めるから、もう呼ばないと。それについては触れないで、話をするのは3、5、6のみでの整理の仕方なのか。もう、どうしてもならば全部聞いたほうがいいんじゃないかというスタンスなのか、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

中島好人委員 僕は最初から、この立ち上げそのものがおかしいと話していきながら、前回話をしたんですけども、要するにこれが本当に政治倫理審査会に該当するかどうかの問題もあると思うんですよね。ただ、議会外で街宣していたとか、明るいまちの文書がどうのこうのというような議会外の活動、政治活動、政党活動の中についてどうのこうのとか、議会運営委員会での発言がどうのこうのとかが、政治倫理審査会の審査に値するかどうかというそもそも論もあるので、そういう中で、山田議員を呼んで、その事実を確かめて、その結果どうなのかとこういうのを考えてみても、呼ぶ必要はないと考えています。以上です。

松尾数則会長 12時を過ぎましたけれど、時間を延長したいと思います。

森山喜久委員 ただ、先ほどあったように、やっぱり虚偽答弁の関係では、やはり本人じゃないと確認できないことが間違いなくあるんじゃないですか。

中島好人委員 具体的にここがこう、ここがこうというのが指摘されるべきことだし、虚偽答弁がどうのこうのというのがそういう政治倫理審査会の審議に値する内容かどうかという点もあるわけです。こことここが虚偽答弁だったと、もし事実が知りたいというならば、言わないと分からないんです。そういう具体性がないと。どう書くんですか。事実を確かめたいから来てくださいと言うんですか。

白井健一郎委員 5番の議会運営委員会での虚偽答弁とありますが、虚偽答弁とはすごく難しいと思うんですよね。要するに、主観的に、自分がうそだと分かっている、うそをつかなければ、虚偽とは言わないんです。ただ単に、矛盾したことを言っただけでは、虚偽答弁にはならないと思うんですよね。その辺どう思われますか。

森山喜久委員 実際20番にあるんですけど、議会運営委員会の中で私が指摘した部分を、初めて抗議が来たということと言われたんですよね。私からすれば、まるっきりうそじゃないかと思うんですよ。勘違いじゃないです。ただ、そういった部分も含めて、各項目をという話になったとき、中島委員が各項目をと言われたならば、やっぱりその30項目の中にそれぞれ記されているので、そこを確認していくしかない。そう思います。

松尾数則会長 基本的には、7項目について審査をしていこうという話の中で、いろいろな意見が出ました。意見が出た中では、1から7までで絡んでいる内容がかなり多いんです。1から7に飛んだりしますので、この進め方、例えば1番から始めますよと言ってもなかなか難しいところがあります。その内容については、次回にもう1回、どうやって進めるか、考えてみたいなと思っていますけど、いかがでしょうか。

中島好人委員 皆さんどうですかじゃなくて、正副会長でちゃんとそういう進行を示して、「これでいきます。どうでしょうか」と言ってください。

こんなの丸投げしないでください。

松尾数則会長 副会長と話し合います。

白井健一郎委員 先ほどから7項目とか30項目と出ていますが、今話し合っていたら、その7項目もさらに幾つかに大きく分類できるんじゃないかと思っていますので、その点の議事進行をよろしくお願いします。

松尾数則会長 はい、分かりました。その辺のところは、副会長と話し合います、合理的な手段でできるように、これからの進行を考えていきたいなと思っています。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
以上をもちまして、第5回政治倫理審査会を終了します。

午後0時6分 散会

令和5年（2023年）9月25日

政治倫理審査会長 松尾数則